

平成28年3月30日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

**行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について**

第186回国会において成立し、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）については、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）により、平成28年4月1日から施行することとされました。

主な改正事項として、①審査請求期間が延長されたこと（60日以内から3か月以内）及び②不服申立前置の廃止（再審査請求を経なくても提起することが可能）等が挙げられており、これらを踏まえ、処分等を書面に行う際の教示内容として盛り込む文言は別添のとおりとなりましたので、お知らせします。

平成28年4月1日以降、改正前の教示文が印刷されている処分通知等の帳票・書類等については、改正後の教示文に読み替えていただきますようお願いいたします。なお、当該処分通知等の帳票・書類等には、改正後の教示文を記載した用紙を添付することとしていますので、ご了承ください。

## 1 社会保険審査官（資格、報酬、保険給付等の教示文）

改正後	現行（平成17年3月23日）
<p>この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）</p> <p>なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。</p>	<p>この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方社会保険事務局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。</p> <p>なお、この処分の取り消しの訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。</p> <p>この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年経過すると訴えを提起できません。</p>

## 2 社会保険審査会（保険料等の教示文）

改正後	現行（平成17年3月23日）
<p>この処分に不服があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）</p>	<p>この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に審査請求できます。</p> <p>なお、この処分の取り消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。</p> <p>この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年経過すると訴えを提起できません。</p>